

## 橋本周辺広域市町村圏組合嘱託職員の雇用に関する規程

平成 11 年 4 月 1 日

規 程 第 5 号

改正 平成 12 年 3 月 1 日規程第 1 号	平成 13 年 3 月 13 日規程第 1 号
平成 13 年 3 月 13 日規程第 2 号	平成 14 年 2 月 27 日規程第 1 号
平成 15 年 2 月 28 日規程第 1 号	平成 15 年 11 月 28 日規程第 2 号
平成 20 年 3 月 31 日規程第 1 号	平成 21 年 3 月 31 日規程第 1 号
平成 22 年 2 月 26 日規程第 1 号	平成 23 年 4 月 22 日規程第 3 号
平成 25 年 5 月 1 日規程第 1 号	平成 27 年 3 月 20 日規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、橋本周辺広域市町村圏組合（以下「組合」という。）の嘱託職員の雇用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規定において「嘱託職員」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 非常勤嘱託職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員の 1 週間の勤務時間の 4 分の 3 を超えない範囲において、任命権者が任意に定めた者をいう
- (2) 常勤的嘱託職員 前号以外の嘱託職員をいう

(業務の必要性)

第 3 条 嘱託職員は、行政事務を円滑に行うため、次に掲げる場合において雇用することができる。

- (1) 一定期間内に多量の事務処理を必要とするとき
- (2) 一定期間内に専門的知識又は専門的技能を必要とする業務が生じたとき
- (3) 資格、免許等を必要とするとき
- (4) その他管理者が認めたとき

(対象者)

第 4 条 雇用対象となる者は、組合の構成市町又は関係組合職員の退職者並びに専門的知識又は技能を有し雇用時において 63 歳以内の者で組合が必要とするものとする。ただし、業務の内容により管理者が特に必要と認める場合

は、この限りでない。

(雇用の手続)

第5条 嘱託職員の雇用は、辞令書を交付して行う。

(雇用期間)

第6条 嘱託職員の雇用期間は、12月以内とする。ただし、一般事務を業務とする嘱託職員にあつては原則として最長3年以内とし、管理的な業務に従事する嘱託職員及び技術、専門的知識又は資格を必要とする業務に従事する嘱託職員にあつてはその業務の状況等を考慮し、必要に応じて雇用期間を更新することができる。

(雇用期間満了による退職)

第7条 嘱託職員は、雇用期間が満了した場合は、退職するものとする。

(勤務時間等)

第8条 嘱託職員の勤務時間及び休日については、橋本周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年条例第7号)第2条から第15条までの規定を準用する。

(有給休暇等)

第9条 嘱託職員の1年における有給休暇の日数は、14日以内とする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 有給休暇の申請については、橋本周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成11年規則第8号)第12条、第13条及び第18条の規定を準用する。

3 有給休暇の残日数は、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。ただし、通算における有給休暇は、40日を限度とする。

4 心身の故障その他特別の事由がある場合には、別表第1に定めるところにより特別休暇を受けることができる。

5 第1項及び前項に規定するもののほか、必要やむを得ないと認められる場合において、無給休暇を与えることができる。

(賃金の種類)

第10条 賃金は、月額又は日額とし、別表第2に定めるところによる。ただし、管理又は監督の地位にある者の賃金は、管理者が別に定める。

2 前項の賃金のほか、時間外賃金、割増賃金、役職手当及び通勤手当を支給することができる。賃金及びこれら手当の支給方法等は、一般職の職員の例

による。

3 時間外賃金については、橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（平成 11 年条例第 8 号）第 17 条の規定を準用する。

4 役職手当については、橋本周辺広域市町村圏組合管理職手当支給規則（平成 12 年規則第 4 号）の規定を準用する。

（割増賃金）

第 11 条 割増賃金は、6 月、12 月に支給することができる。支給率については別表第 3 に定めるところによる。

（通勤手当）

第 12 条 嘱託職員に支給する通勤手当については、橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（平成 11 年条例第 8 号）第 15 条及び橋本周辺広域市町村圏組合職員通勤手当支給規則（平成 12 年規則第 3 号）の規定を準用する。

2 管理者が特に前項により難いと認めた場合は、この限りではない。

（旅費）

第 13 条 嘱託職員が公務のため旅行する場合は、橋本周辺広域市町村圏組合職員旅費条例（平成 11 年条例第 10 号）の規定を準用し、旅費を支給する。

（社会保険等）

第 14 条 嘱託職員には、次に掲げる社会保険等を適用する。

(1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 条）

(2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

(3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）

（雇用の解除）

第 15 条 雇用期間満了前であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、雇を解除することができる。

(1) 業務の都合によりやむを得ない場合

(2) 勤務成績その他の事由により、不相当と認めた場合

2 前項の規定による雇用の解除については労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条及び第 21 条（解雇予告）の規定を適用する。

（公務災害等）

第 16 条 嘱託職員の公務災害及び通勤による災害補償については、既に 1 年以上嘱託職員として勤務した者について地方公務員災害補償法及び同施行令の

定めるところによるものとし、その他の場合は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は和歌山県市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。ただし、給与については、橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例第29条第1項の規定を準用する。

（その他）

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月に支給する割増賃金は、「100分の20」とする。

附 則（平成13年3月13日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月13日規程第2号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月27日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、平成14年3月に支給する割増賃金は「100分の50」とする。

附 則（平成15年2月28日規程第1号）

この規程は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月28日規程第2号）

この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第1号）

この規程は、平成20年3月31日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月26日規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月22日規程第3号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月1日規程第1号）

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日規程第 1 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

原 因	承認を与える期間及び手続		
負傷又は疾病	医師の証明等に基づき 1 か月以内		
親族の喪に服する場合	配 偶 者	7 日	
	血 族	1 親等の直系尊属（父母）	5 日
		同卑属（子）	3 日
		2 親等の直系尊属（祖父母）	2 日
		同卑属（孫）	1 日
		2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	2 日
		3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1 日
	姻 族	1 親等の直系尊属	3 日
		同卑属	1 日
		2 親等の直系尊属	1 日
2 親等の傍系者		1 日	
3 親等の傍系尊属		1 日	
職員の結婚	5 日以内で必要と認める期間		
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持増進又は家庭生活の充実	3 日以内で必要と認める期間		

別表第 2（第 10 条関係）

1 基本賃金（月額）

	業 務 の 内 容	基本賃金の範囲（円）		付 記
		月 額	日 額	
1	高度な専門的知識を有し、若しくは経験を必要とする業務	1 5 0 , 0 0 0 ～ 3 5 0 , 0 0 0	7 , 5 0 0 ～ 1 7 , 5 0 0	

2	専門的知識を必要とする業務	1 2 0 , 0 0 0 ～ 1 5 0 , 0 0 0	6, 0 0 0 ～ 7, 5 0 0	
---	---------------	----------------------------------	------------------------	--

2 業務の内容により、前号により難しい場合は、管理者が別に定める。

別表第3（第11条関係）

（1） 割増賃金

6月及び12月に支給する割増賃金の額は、支給日にそれぞれ職する嘱託職員で6月1日及び12月1日（以下この規程においてこれらの日を「基準日」という。）現在において嘱託職員が受けるべき基本月額に6月に支給する場合は100分の197.5、12月に支給する場合は100分の212.5を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次の表に定める割合を乗じ得た額とする。

在職期間	6か月	100分の100
	3か月以上6か月未満	100分の60
	3か月未満	100分の30

（2） 業務の内容により、前号により難しい場合は、管理者が別に定める。